

2006年10月6日

愛知県知事 神田 真秋 様

愛知県医療介護福祉労働組合連合会
執行委員長 振角 敏広

2007年度予算策定にあたっての 医師・看護職員の確保に関する要求

貴職のご活躍に敬意を表します。

2005年12月に策定された「愛知県看護職員需給見通し」の目標達成には「未就業者の再就業支援」「離職防止対策」の2点が重要であると強調されています。私どももこの点については同感しています。しかし、この重点項目についての動きは必ずしも十分とは言えないばかりか、逆行するような事態も生まれています。「愛知県看護職員需給見通し」の策定からまだ1年も経過していませんが、私どもは抜本的な見直しが必要と考え、以下の項目について改善を要求するものです。

あわせて、社会問題となっている医師不足についても、個別医療機関あるいは個別自治体等の対策では解決のできない深刻な事態に立ち至っています。愛知県は問題の解決のためイニシアチブを発揮することが必要と考え、以下の項目について実現を求めるものです。

記

- (1) 「愛知県看護職員需給見通し」を見直し、現状にあった需要数、それに必要な供給数の設定と必要な確保対策をあらためて具体化すること。また、労働環境等離職につながる要因を明らかにし、離職防止策を講ずるために必要な調査及び具体策の検討を2006年度から開始すること。同時に県立など公設の看護学校の入学定員を増やすこと。
- (2) 新たに就業する新卒看護職員が、必要な看護実践能力を身につけ、スムー

ズに現場になじみ、看護職員として長く働き続けられる基礎をつくるための
卒後研修制度を確立するよう国に強く要望すること。その制度が確立される
までは愛知県独自として、研修システム基準を作成し、一定の研修期間内の
人件費補助等をおこなうこと。

(3) 院内保育所助成の対象を病院所属看護職員に限定せず診療所・訪問看護・
介護施設などその法人にはたらくすべての看護職員を対象に広げるよう国に
制度の改善を求めること。国の制度が改善されるまで県単費での補助をおこ
なうこと。また、現行4人以上の利用となっている補助対象の基準を緩和し、
すべての院内保育所の運営に必要で十分な補助をおこなうこと。

(4) 准看護師から看護師になるための2年課程通信制などに対する補助を財政
面あるいは研修面などあらゆる側面から援助する方策を具体化すること。

(5) 看護師等の人材確保法の促進に関する法律及び基本指針を次のように改正
するよう国に働きかけること。

- ①個人月最高8日夜勤などを明記し罰則規定を設けるなど実行力のあるもの
に改正すること。
- ②上記の措置及び人員配置が可能になるよう財政措置を講じること。
- ③公務員除外規定は撤廃する。

(6) 医師確保のための地域医療対策協議会を、必要な医師が具体的に確保され、
地域医療の確保につながるものとなるよう、地域の自治体や住民の意向を反
映し、愛知県が積極的なイニシアチブを発揮すること。

以 上